

両立支援等助成金申請にあたっての注意事項

両立支援等助成金申請にあたっては、以下の事項を必ずご確認の上、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

1.申請書の郵送について

郵送の際は郵便事故の防止のため、必ず**特定記録等の配達記録が残る方法**で郵送し、配達状況については配送業者に直接ご確認ください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。（**期限内必着でお願いします。**）

2.無資格者の第三者が関与する申請について

本助成金の提出代行・事務代理ができるのは、社会保険労務士として登録を受け、申請書に記名したものに限られます。無資格者が不正に関与している事実（例えば当局に秘密で報酬等のやり取りをした上、申請書の記載や提出等を第三者に委託した、または第三者が申請事業場の事業主や労働者等の関係を装って当局に連絡した等のこと）が発覚した場合には、不当に本助成金を得、もしくは得ようとしたものとして、不交付・不支給決定とし、**助成金の返還や加算金の支払い、企業名公表等の対象となる**ことがあります。

また、情報漏えい防止の観点から、申請事業場の事業主及び担当労働者または申請代理人・提出代行者・事務代理者**以外の方からの具体的な申請内容等についてのお問い合わせには一切応じることができません**のでご注意ください。

＜参考＞社会保険労務士法第 27 条

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業として行ってはならない。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令に付随して行う場合は、この限りではない。

3.審査・提出書類について

- (1) 申請にあたっては、厚生労働省HPに掲載されている**提出書類一覧**を活用し、提出書類を事前チェックの上、申請を行ってください。

適正かつ円滑な審査事務を行うため、余裕をもった早めの申請にご協力いただくとともに、**申請書の記入漏れ及び資料の添付漏れがない**ように申請していただくようお願い申し上げます。

- (2) 申請にあたっては、申請書（**実施年度等に注意してください。**）、添付書類に加えて、厚生労働省HPに掲載されている「**支給要件確認申立書[共通要領様式第1号]**」の記載・添付をお願いします。

なお、様式の変更が行われる可能性があるため、申請前に厚生労働省HPのチェックをお願いします。

- (3) 原則として、提出された書類により審査を行いますので、当局職員から支給要件を満たさないことを告げられた際に「その書類は作成間違いです。」等の主張をされても、事業主都合による書類の差し替えや訂正は原則、認められず、客観的な資料に基づき、少なくとも① 報告内容が誤りであったこと、② 真実の状況が支給要件を満たしていることを岐阜労働局長が確認できない限り、不支給決定となります。

担当部署：岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL：058-245-1550
